

居宅介護支援事業所あすなろ運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ケアハートが運営する居宅介護支援事業所あすなろ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員（以下「従業者」という。）は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。また、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所あすなろ
- (2) 所在地 三原市頼兼二丁目9番10号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（主任介護支援専門員）を1名配置する 1名（常勤兼務）
管理者は、介護支援専門員及び利用者の申し込みに係る調整など業務の管理を一元的に行うとともに、この規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（常勤兼務1名、常勤1名以上）
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成並びに変更を行う。
要介護認定調査を市町村から受託して実施する場合は、市町村の規定により実施する。
介護予防支援業務又は第1号介護予防支援業務を包括支援センターより受託して実施する場合は、市町村の規定により実施する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。
但し、年末年始（12月30日～1月3日）までを除く。
- (1) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、事業所の相談室

- (2) 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、事業所の相談室の他、利用者の状況に応じ別に定める
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は月1回以上

(指定居宅介護の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅会議支援に要した交通費は、実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三原市(但し、鷺浦町、久井町、大和町を除く)地域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、事業を実施中に利用者の病状等の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医等に連絡等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第11条 居宅介護支援事業所あすなろは、利用者の人権擁護、虐待防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 介護支援専門員に対し、虐待防止の啓発及びその研修の実施
 - (2) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 管理者並びに介護支援専門員は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報し、利用者に対する虐待の早期発見のため行政が行う調査に協力する。

(苦情解決)

第12条 居宅介護支援事業所あすなろは、利用者又はその家族から事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置すると共に、苦情解決に向け適切に対応する。

2 苦情に関し、県及び国保連合会又は市町が行う調査に応じ、資料並びに書類等の提出及び当該職員からの聴き取り、実地調査に応じ苦情解決向け協力すると共に、当該指導及び助言に従い必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 三原市介護支援専門員連絡協議会が開催する研修の受講
- (2) その他の研修の受講

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持し、また退職後も同様とする。

- 3 この規程に定める事項の外、事業所の運営に関する重要事項は株式会社「ケアハート」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、

- 平成20年 8月 1日から施行する。
- 平成20年 11 月 21 日から施行する。
- 平成22年 5月 1日から施行する。
- 平成23年 4月 1日から施行する。
- 平成23年 5月 1日から施行する。
- 平成26年 5月 1日から施行する。
- 平成28年 7月 1日から施行する。
- 令和 2年 6月 1日から施行する。
- 令和 3年 1月 1日から施行する。
- 令和 5年 7月 1 日から施行する。
- 令和 7年 3月 19 日から施行する。
- 令和 7 年 4月 1 日から施行する。
- 令和 8 年 4月 1 日から施行する。